

建築物解体工事共通仕様書

平成24年版

平成24年5月21日 国営整第29号

※この共通仕様書の最新版は、「平成31年版」です。

この仕様書は、国土交通省が官庁施設の解体を行うために定めたもので、工事に使用される材料・機材・工法・試験等について標準的な仕様が記載されています。この仕様書は、工事契約の際の共通的な契約図書として使用することを想定していますが、国土交通省との契約におけるこの仕様書の適用については、それぞれの特記仕様書等の規定によります。

なお、この仕様書を国土交通省以外の方が自らの責任において使用しても差し支えありません。ただし、国土交通省のホームページ利用に関する規定 (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) にご留意下さい。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

- 1 章 一般共通事項
 - 1 節 一般事項
 - 2 節 工事関係図書
 - 3 節 工事現場管理
 - 4 節 施工調査
 - 5 節 施工
 - 6 節 工事検査及び技術検査
- 2 章 仮設工事
 - 1 節 一般事項
 - 2 節 騒音等の養生その他
 - 3 節 仮設物
 - 4 節 山留め
- 3 章 解体施工
 - 1 節 一般事項
 - 2 節 事前措置
 - 3 節 建築物の解体手順及び方法
 - 4 節 建築設備
 - 5 節 内装材
 - 6 節 外装材
 - 7 節 屋根葺材等
 - 8 節 躯体
 - 9 節 基礎及び杭
 - 10 節 構内舗装等
 - 11 節 地下埋設物及び埋設配管
 - 12 節 解体後の整地
- 4 章 建設廃棄物の処理
 - 1 節 一般事項
 - 2 節 建設廃棄物の保管
 - 3 節 建設廃棄物の運搬及び処分の委託等
 - 4 節 再資源化等及び最終処分
 - 5 節 処理に注意を要する建設廃棄物
- 5 章 特別管理産業廃棄物の処理
 - 1 節 一般事項
 - 2 節 特別管理産業廃棄物の保管
 - 3 節 特別管理産業廃棄物の運搬、処分及び回収の委託
 - 4 節 特別管理産業廃棄物の処分等
- 6 章 アスベスト含有建材の除去及び処理
 - 1 節 一般事項
 - 2 節 除去工事共通事項
 - 3 節 アスベスト含有吹付け材の除去
 - 4 節 アスベスト含有保温材等の除去
 - 5 節 アスベスト含有成形板の除去

- 7 章 特殊な建設副産物の処理
 - 1 節 一般事項
 - 2 節 特殊な建設副産物の保管
 - 3 節 特殊な建設副産物の回収及び処分

建築物解体工事共通仕様書（平成 24 年版）

1 章 一般共通事項

1 節 一般事項

1.1.1 適用範囲

- (a) 建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）は、建築物等を解体する工事に適用する。
- (b) 解体共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。
- (c) 解体共通仕様書の 2 章以降の各章は、1 章と併せて適用する。
- (d) 解体共通仕様書の 2 章以降の各章において、一般事項が 1 節に規定されている場合は、2 節以降の規定と併せて適用する。
- (e) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.8 による。
 - (1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 図面
 - (5) 解体共通仕様書

1.1.2 用語の定義

解体共通仕様書において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

なお、3 章以降の各章において用いる用語の意義は、その章の用語の定義の項による。

- (1) 「監督職員」とは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）に規定する監督職員、監督員又は監督官をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (4) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (5) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (6) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況等について、受注者等より提出された施工管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (7) 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- (8) 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (9) 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- (10) 「特記」とは、1.1.1(e)の(1)から(4)に指定された事項をいう。
- (11) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
- (12) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、工事安全衛生計画書、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (13) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (14) 「技術検査」とは、工事の施工体制及び施工状況について、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。

1.1.3 官公署その他への届出手続等

- (a) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (b) (a)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (c) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.1.4 工事实績情報の登録

工事实績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日等は含まない。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 工事受注時 | 契約締結後 10 日以内 |
| (2) 登録内容の変更時 | 変更契約締結後 10 日以内 |
| (3) 工事完成時 | 工事完成後 10 日以内 |

なお、変更登録は、工期及び技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として、登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。

1.1.5 書類の書式等

- (a) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員の指示による。
- (b) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に従ってこれを行うとともに、作成したものの写しを監督職員に提出する。

1.1.6 設計図書等の取扱い

- (a) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。
- (b) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.1.7 別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととも、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8 疑義に対する協議等

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.3(a)による。

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(5)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (1) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (2) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (3) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- (4) 埋蔵文化財が発見された場合
- (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事現場の状態が変動した場合

1.1.10 工期の変更に係る資料の提出

- (a) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督職員に提出する。
- (b) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者を行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1.1.11 特許権等

工事の施工上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これに関する特許権等の出願をしようとする場合は、あらかじめ発注者と協議する。

1.1.12 文化財その他の埋蔵物

工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物が発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

1.1.13 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

2 節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (c) (b)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程

表，工種別工程表等を作成し，監督職員に提出する。

(e) 別契約の関連工事がある場合は，監督職員の指示を受ける。

1.2.2 施工計画書

(a) 工事の着手に先立ち，施工管理体制，事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法，建設副産物の処理等について施工の具体的な計画を定めた施工計画書を作成し，監督職員に提出する。

(b) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は，監督職員に報告するとともに，施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1.2.3 工事の記録

(a) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について，記録を整備する。

(b) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。

(c) 次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は，施工管理記録，解体工事の状況の工事写真等を整備する。

(1) 建設副産物を処理する場合

(2) 3.2.1 [事前措置] 及び 3.3.1 [解体手順] の各段階における工程の途中及び一工程の施工が完了した場合

(3) 施工の適切なことを証明する必要があるとして，監督職員の指示を受けた場合

(4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

(d) (a)から(c)の記録について，監督職員より請求されたときは，提出又は提示する。

3節 工事現場管理

1.3.1 施工管理

(a) 工事に先立ち，当該工事対象建築物，埋設物，周辺状況等を十分把握し，適切な施工管理体制を確立し，工程，安全，建設副産物処理等の施工管理を行う。

(b) 工事の施工に携わる下請負人に，工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

(c) 解体施工に携わる下請負人について，建設業法又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく要件を証明する資料を監督職員に提出する。

1.3.2 建設副産物対策等の責任者

次の(1)から(3)の責任者を選任し，適切な業務を行う。

なお，責任者は兼任することができる。

(1) 建設副産物対策責任者

建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として，建設副産物対策の責任者を選任し，監督職員に報告する。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）で定められた特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し，資格を証明する資料を監督職員に提出する。

(3) 産業廃棄物処理責任者

当該現場に産業廃棄物処理施設を設ける場合は，廃棄物処理法で定められた産業

廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。

1.3.3 電気保安技術者

- (a) 電気保安技術者の適用は、特記による。
- (b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督職員の承諾を受ける。
 - (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (2) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

1.3.4 工事中の電力設備の保安責任者

- (a) 工事中の電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。
- (b) 保安責任者は、適切な保安業務を行う。

1.3.5 施工条件

- (a) 施工時間は、次による。
 - (1) 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日
に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督
職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場
合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (3) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合
は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出する。
- (b) 工事中の車両の駐車場所及び資機材の置場所は、特記がなければ、敷地内とする。
- (c) (a)及び(b)以外の施工条件は、特記による。

1.3.6 工事中の安全確保

- (a) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成
5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 1 号。以下「災害対策要綱」という。）に従うと
ともに、建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け 建設省営監発第 13
号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故
の防止に努める。
- (b) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に
基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (c) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (d) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造
物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法等を定める。ただし、こ
れにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (e) 火気の使用、溶接・溶断作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するととも
に、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
- (f) コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危
害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監

視員を置くなどの措置を講ずる。

(g) 工事現場内及びその周辺の安全巡視を行い、災害防止に努める。

1.3.7 交通安全管理

建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。

1.3.8 災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

1.3.9 施工中の環境保全等

(a) 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 3 号。以下「副産物処理要綱」という。）に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。

(b) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

1.3.10 発生材の処理

解体工事に伴い発生する建設副産物の処理は、次による。

(1) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。特記がなければ、引渡しを要するものは、金属類及び PCB 含有物とする。

(2) 引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。

(3) (1) 以外のものはすべて構外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等によるほか、副産物処理要綱に従い適切に処理し、監督職員に報告する。また、4 章 [建設廃棄物の処理]、5 章 [特別管理産業廃棄物の処理]、6 章 [アスベスト含有建材の除去及び処理] 及び 7 章 [特殊な建設副産物の処理] により適切に処理する。

1.3.11 近隣との折衝

工事の施工に当たっての近隣との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。

(1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

(2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

4 節 施工調査

1.4.1 施工計画調査

(a) 工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。

(b) (a)の調査には、3章〔解体施工〕以降の各章による施工調査の調査事項を含めるものとする。

1.4.2 施工数量調査

施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は特記による。

なお、調査結果は報告書に取りまとめ、監督職員に提出する。

5節 施工

1.5.1 施工

施工は、設計図書、施工計画書、監督職員の承諾を受けた実施工程表等に従って行う。

1.5.2 施工の確認及び報告

3.2.1〔事前措置〕及び3.3.1〔解体手順〕の各段階の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

1.5.3 施工の検査

設計図書に定められた場合、1.5.2により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。

1.5.4 施工の立会い

(a) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。

(b) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.5.5 工法の提案

設計図書に定められた工法以外で、安全性の確保及び環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督職員と協議する。

6節 工事検査及び技術検査

1.6.1 工事検査

(a) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(1)から(3)に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。

(1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。

(2) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。

(3) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。

(b) 契約書に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(a)の(2)及び(3)の要件を満たすものとする。

(c) 契約書に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督職員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(a)の(1)から(3)の要件を満たすものとする。

(d) (a)から(c)の通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

(e) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.6.2 技術検査

(a) 技術検査は、次の時期に行う。

- (1) 1.6.1 の(a)から(c)に示す工事検査時
- (2) 施工途中における事故等により，発注者が特に必要と認めた場合
なお，検査日は，発注者が定める。
- (b) 技術検査は，通知された検査日に受ける。
- (c) 技術検査に必要な資機材，労務等を提供する。

2 章 仮設工事

1 節 一般事項

2.1.1 適用範囲

この章は、建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。

2.1.2 仮設材料

仮設に使用する材料は、使用上差し支えないものとする。

2 節 騒音等の養生その他

2.2.1 騒音・粉じん等の対策

(a) 騒音・粉じん等の対策は、次の(1)から(3)により、適用は特記による。特記がなければ、(1)による。

なお、シート類は防炎処理されたものとする。

(1) 防音パネルは、隙間なく取り付ける。

(2) 防音シートは、ジョイントの重ねと結束を十分に施す。

(3) 養生シート等は、隙間なく取り付ける。

(b) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等は、特記による。足場等は、防音パネル等の取付けに適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

(c) ブレーカー、穿孔機、破砕機、圧砕機等による粉じん発生部に常時散水を行う。

(d) 3.1.2 [用語の定義] (3)による「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

2.2.2 足場その他

(a) 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、災害対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

(b) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成 21 年 4 月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

3 節 仮設物

2.3.1 監督職員事務所、受注者事務所等

(a) 監督職員事務所の設置、規模及び仕上げの程度は、特記による。

(b) 監督職員事務所の備品等

(1) 監督職員事務所には、監督職員の指示により、電灯、給排水その他の設備を設ける。

なお、設置する備品等の種類及び数量は、特記による。

(2) 監督職員事務所の光熱水料、電話の使用料、消耗品等は、受注者の負担とする。

(c) 受注者事務所、休憩所、便所等は、関係法令等に従って設ける。

なお、作業員宿舎は、構内に設けない。

(d) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

(e) 工事完成までに、工事用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。

4 節 山留め

2.4.1 山留めの設置

- (a) 山留めは、労働安全衛生法、建築基準法、災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、安全に設置する。
- (b) 山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、地盤の過大な変形や崩壊を防止できる構造及び耐力を有するものとする。

2.4.2 山留めの管理

山留め設置期間中は、常に周辺地盤及び山留めの状態を点検・計測し、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を取り、監督職員に報告する。

2.4.3 山留めの撤去

山留めの撤去は、撤去しても安全であることを確認したのち、慎重に行う。また、鋼矢板等の抜き跡は、直ちに砂で充填するなど、地盤の変形を防止する適切な処置を取る。

3 章 解体施工

1 節 一般事項

3.1.1 適用範囲

この章は、建築物等の解体施工に適用する。

3.1.2 用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物等をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体する行為をいう。
- (2) 「破砕解体」とは、圧砕機、ブレーカー等により、躯体を破砕して解体する行為をいう。
- (3) 「転倒解体」とは、壁・柱等の転倒方向を定め脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体する行為をいう。
- (4) 「部材解体」とは、カッター、ワイヤソー等により、躯体を部材ごと又は柱、梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体する行為をいう。
- (5) 「自立状態」とは、対象となる柱、壁等が、控えとなっていたほかの架構、壁等から切り離され、自立した状態をいう。

3.1.3 施工調査

解体施工に係る施工調査は、次による。

- (1) 分別解体等の施工計画作成に係る調査
- (2) 構造的安全性等に係る次の(i)から(iv)の調査
 - (i) 重機・コンクリート破砕片等の想定される荷重に対する、床の強度等の構造計算による確認
 - (ii) 異種構造接合部の状況調査
 - (iii) 内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査
 - (iv) カーテンウォール取付け状況等の調査

2 節 事前措置

3.2.1 事前措置

建築物等の解体に先立ち、次の事前措置を行う。

- (1) 特別管理産業廃棄物、アスベスト含有建材又は特殊な建設副産物がある場合は、5章 [特別管理産業廃棄物の処理]、6章 [アスベスト含有建材の除去及び処理] 又は7章 [特殊な建設副産物の処理] による除去及び回収を行う。
- (2) 各種設備機器の停止及び給水、ガス、電力、通信の供給が停止していることを確認する。

なお、給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は、次の(i)及び(ii)による。

 - (i) 切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとするなど止水又は漏えい防止の措置を講ずる。また、切断位置は明確にし、記録を監督職員に提出する。
 - (ii) 新たに配管、配線等の切回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。
- (3) 落下するおそれのある付属物は、事前に撤去する。
- (4) 建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、駆

除等を行う。

- (5) 電気設備のコンデンサ等は，残留電荷の放電を行う。
- (6) 蓄電池等は，充電状態の確認を行い，短絡等による事故発生を防止する。
- (7) 衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。
- (8) 浄化槽，排水槽等の汚水及び汚物は，回収，洗浄，消毒等の措置を行い，異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

なお，適用は特記による。

3 節 建築物の解体手順及び方法

3.3.1 解体手順

解体手順は，3.2.1 の事前措置を行ったのち，次の(1)から(8)による。ただし，解体施工の技術上これにより難しい場合は手順を変更し，監督職員に報告する。

- (1) 建築設備
- (2) 内装材
- (3) 外装材
- (4) 屋根葺材等
- (5) 躯体
- (6) 基礎及び杭
- (7) 構内舗装等
- (8) 地下埋設物及び埋設配管

3.3.2 解体方法

(a) 解体の方法は，次のいずれかとする。

- (1) 手作業
- (2) 手作業及び機械による作業

(b) 3.3.1 の解体手順(1)，(2)及び(4)における解体方法は，手作業とする。ただし，解体施工の技術上これにより難しい場合は，監督職員と協議のうえ，手作業及び機械による作業によることができる。

4 節 建築設備

3.4.1 建築設備

(a) 電気設備は，次の(1)から(7)に分別解体する。

- (1) 蛍光ランプ及びH I Dランプ
- (2) 小形二次電池
- (3) 機器類
- (4) 断熱材
- (5) 配管類
- (6) 電線及びケーブル類
- (7) その他の電気設備

(b) 機械設備は，次の(1)から(6)に分別解体する。

- (1) 配管及びダクト
- (2) 機器類
- (3) 保温材

- (4) 浄化槽及びユニットバス
- (5) 衛生陶器類
- (6) その他の機械設備

5 節 内装材

3.5.1 内装材

内装材は、次の(1)から(6)に分別解体する。

- (1) 木材
- (2) 鋼製建具，アルミニウム製建具，ステンレス製建具等
- (3) せっこうボード
なお、せっこうボードの処理方法は、4.5.1 [処理に注意を要する建設廃棄物]
(c)による。
- (4) A L C パネル
- (5) 壁，天井材等の金属下地
- (6) その他の内装材等

6 節 外装材

3.6.1 外装材

外装材は、次の(1)から(8)に分別解体する。

- (1) A L C パネル
- (2) 押出成形セメント板
- (3) メタルカーテンウォール
- (4) P C カーテンウォール
- (5) ガラスカーテンウォール
- (6) ガラス
- (7) 建具
- (8) その他の外装材

なお、外装材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊又は落下防止に必要な措置を講ずる。

7 節 屋根葺材等

3.7.1 屋根葺材

(a) 屋根葺材等は、次の(1)から(4)に分別解体する。

- (1) 長尺金属板，折板等
- (2) 粘土瓦，セメント瓦等
- (3) 屋根葺材等の金属下地等
- (4) その他の屋根葺材等

(b) 屋根葺材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意する。

3.7.2 屋根防水

屋根防水材等は、次の(1)から(4)に分別解体する。

- (1) 防水層保護のコンクリート，れんが等
- (2) 断熱材等

- (3) アスファルト防水材
- (4) その他の防水材等

8 節 躯体

3.8.1 躯体

躯体は、次の(1)から(5)に分別解体する。

- (1) コンクリート
- (2) 鉄筋
- (3) 鉄骨
- (4) 木材
- (5) その他の構造材

3.8.2 躯体の解体

- (a) 解体に当たっては、施工計画書の手順に従って進め、躯体の安定性を常に確認する。施工計画と相違する点を発見した場合又は予見した場合は、工事を一時中断し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- (b) 解体に重機等を使用する場合は、重機、コンクリート塊等の重量、振動又は衝撃に対して、床・はり等に適切な補強を行い安全性を確保する。
- (c) 解体工法は、次の(1)から(4)による。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
 - (1) 階上からの作業による破砕解体は、次の(i)及び(ii)による。
 - (i) 解体は上階から順に、1層ごとに解体する。
 - (ii) 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等が集中することのないようにする。
 - (2) 躯体の地上外周部の解体は、次の(i)及び(ii)による。
 - (i) 片持梁等が張り出している外周部は、外側への転倒を防止するため、張出し部分を先に解体するか又は適切な支持等を行う。
 - (ii) 外周部を自立状態にする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。
 - (3) 地上外周部の転倒解体は、次の(i)から(iii)により、速やかに一連の作業を終了させる。
 - (i) 転倒解体によるコンクリート塊等の飛散、落下等による安全性に留意する。
 - (ii) 高さは1層分以下とする。
 - (iii) 1回の転倒解体部分(以下「転倒体」という。)は、原則として、柱2本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。
 - (iv) 転倒体の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たっては、事前に転倒防止措置を講ずる。
 - (4) 部材解体等による場合は、次の(i)及び(ii)による。
 - (i) 解体範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状・寸法、重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため仮吊り又は仮支持を行い切り離す。
 - (ii) 切り離した部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、クレーン等により吊り下げ、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。
- (5) 地下階の破砕解体は、(1)、3.9.1(b)及び(c)により、工事中に異常沈下、法面の

- 滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な措置を講ずる。
- (d) 異種構造、増改築部等の解体に当たっては、接合部の強度等に十分注意し、安全確保に努める。

9 節 基礎及び杭

3.9.1 基礎等

- (a) 基礎等は、騒音・振動等に配慮し、分別解体する。
- (b) 解体に際しては、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に従い、適切な法面又は山留めを設ける。山留めを設ける場合は、2章4節[山留め]による。
- (c) 解体箇所に近接して、崩壊又は破損のおそれのある建築物、埋設物等がある場合は、損傷を及ぼさないよう処置する。

3.9.2 杭

- (a) 杭の撤去は、特記による。ただし、杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督職員に提出する。
- (b) 撤去する場合の解体方法は、次の(1)又は(2)により、適用は特記による。
- (1) 引抜きは、杭と地盤との摩擦を減ずるなど、適切な方法で引抜き作業を行う。引抜き跡には、地盤の安定を維持するため、山砂等を充填する。
- なお、引き抜いた杭の処理は、特記による。
- (2) 破砕する場合は、振動に注意して作業を行う。破砕跡には、地盤の安定を維持するため、山砂等を充填する。

10 節 構内舗装等

3.10.1 構内舗装等

- (a) アスファルトコンクリート、コンクリート等は、分別解体する。
- (b) 樹木等の伐採抜根及び移植は、特記による。

11 節 地下埋設物及び埋設配管

3.11.1 地下埋設物及び埋設配管

- (a) 地下埋設物及び埋設配管の解体は、特記による。
- (b) 地下埋設物及び埋設配管は、分別解体する。

12 節 解体後の整地

3.12.1 埋戻し、盛土及び整地

- (a) 解体後の埋戻し及び盛土は、特記による。
- (b) 解体後の敷地は、地均し等を行う。

4 章 建設廃棄物の処理

1 節 一般事項

4.1.1 適用範囲

この章は、解体工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、産業廃棄物の処理に適用する。
なお、特別管理産業廃棄物は 5 章 [特別管理産業廃棄物の処理]、アスベスト含有建材は 6 章 [アスベスト含有建材の除去及び処理]、特殊な建設副産物は 7 章 [特殊な建設副産物の処理] による。

4.1.2 用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「建設副産物」とは、解体工事に伴い得られるものをいう。
- (2) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法の規定による廃棄物をいう。
- (3) 「再資源化」とは、建設リサイクル法の規定による再資源化のうち、運搬を除くものをいう。
- (4) 「縮減」とは、建設リサイクル法の規定による縮減をいう。
- (5) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (6) 「処理」とは、保管、収集運搬及び処分をいう。
- (7) 「処分」とは、中間処理、再資源化及び最終処分をいう。
- (8) 「中間処理」とは、最終処分又は再生利用するために行う破碎、焼却、熔融等の処理をいう。
- (9) 「最終処分」とは、廃棄物処理法の規定による最終処分のうち、再生を除くものをいう。
- (10) 「中間処理施設」とは、中間処理をするための施設をいう。
- (11) 「再資源化施設」とは、再資源化等をするための施設をいう。
- (12) 「最終処分場」とは、安定型最終処分場、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場をいう。
- (13) 「マニフェスト」とは、廃棄物処理法の規定による産業廃棄物管理票をいう。

4.1.3 施工調査

建設廃棄物に応じた収集運搬業者、処分業者、中間処理施設、再資源化施設、最終処分場の受入条件等を調査する。

4.1.4 建設廃棄物の処理計画

建設廃棄物の処理に先立ち、4.1.3 の調査に基づき、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2 [施工計画書] (a) による施工計画書に記載する。
処理計画では、委託による処理又は自己処理の別を明らかにする。

2 節 建設廃棄物の保管

4.2.1 工事現場内の保管

建設廃棄物の工事現場内の保管に当たっては、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

3 節 建設廃棄物の運搬及び処分の委託等

4.3.1 運搬及び処分の委託

- (a) 建設廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法の規定により、委託先ごとに、個別に書面で行う。
 なお、運搬及び処分を委託した場合は、建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行ったうえで、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるものとする。
- (b) 建設廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬事業者とする。
 なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。
- (c) 建設廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物処分事業者とする。
- (d) 混合廃棄物の処分の委託先は、選別設備を有する中間処理施設又は再資源化施設とする。
- (e) 建設廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。ただし、廃棄物処理法の規定による情報処理センターが運営する電子情報処理組織への登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りでない。

4.3.2 自己処理

- (a) 受注者等が自らその産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等に従い実施する。
- (b) 受注者等は、現場内でコンクリート塊の破碎等の処理のため、廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等によるほか、必要に応じて都道府県知事等の許可を得る。

4 節 再資源化等及び最終処分

4.4.1 再資源化等

- (a) 建設廃棄物に応じた中間処理施設及び再資源化施設は、特記による。
- (b) 次の建設廃棄物は、1.3.10 [発生材の処理] (1)によるものを除き再資源化する。
 (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物
 (2) 金属類
 (3) 小形二次電池
- (c) 次の建設廃棄物を再資源化する場合は、特記による。
 (1) 蛍光ランプ及びH I Dランプ
 (2) 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手
 (3) ガラス
- (d) 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する場合は、特記による。
- (e) (b)及び(c)により再資源化した場合は、再資源化の方法、再資源化されたものの数量、受入れ先等を記載した調書を監督職員に提出する。
- (f) 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用する場合は、特記による。

4.4.2 産業廃棄物広域認定制度

廃棄物処理法による産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理する

場合は、特記による。

4.4.3 再資源化完了報告書等

特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による再資源化等完了報告書又は監督職員が指示する様式による再生資源利用促進計画書（実施書）を監督職員に提出する。

4.4.4 最終処分

最終処分する建設廃棄物及び最終処分場は、特記による。

5 節 処理に注意を要する建設廃棄物

4.5.1 処理に注意を要する建設廃棄物

- (a) 処理に注意を要する建設廃棄物の処理は、特記による。
- (b) C C A 処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。
- (c) せっこうボードの処理方法は、次による。
 - (1) 石綿含有せっこうボードの処理は、6 章 5 節 [アスベスト含有成形板の除去] による。
 - (2) ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理は、ほかのせっこうボードと分別して解体したのち、製造業者に回収を委託するか又は管理型最終処分場で埋立処分する。
なお、適用は特記による。
 - (3) (1) 及び (2) 以外のせっこうボードの処理は、次の (i) 又は (ii) により、適用は特記による。
 - (i) 最終処分とする場合は、管理型最終処分場で埋立処分する。
 - (ii) 再資源化する場合は、再資源化施設の受入条件を確認のうえ適切に分別したのち、再資源化施設で再資源化する。

5 章 特別管理産業廃棄物の処理

1 節 一般事項

5.1.1 適用範囲

- (a) この章は、特別管理産業廃棄物の処理及び回収に適用する。
なお、特別管理産業廃棄物とは、廃棄物処理法の規定による特別管理産業廃棄物をいう。
- (b) アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等は、6 章 [アスベスト含有建材の除去及び処理] による。

5.1.2 施工調査

特別管理産業廃棄物の調査は、次による。

なお、分析調査は特記による。

- (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
- (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
- (3) 調査結果は調書に取りまとめ、監督職員に提出する。

5.1.3 特別管理産業廃棄物の処理及び回収計画

特別管理産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め、1.2.2 [施工計画書] (a) による施工計画書に記載する。

2 節 特別管理産業廃棄物の保管

5.2.1 工事現場内の保管

特別管理産業廃棄物は PCB 廃棄物を除き、現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とするなど、廃棄物処理法の規定による「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

3 節 特別管理産業廃棄物の運搬、処分及び回収の委託

5.3.1 運搬、処分及び回収の委託

- (a) 特別管理産業廃棄物の運搬、処分及び回収の委託契約は、廃棄物処理法その他関係法令の規定により、委託先ごとに個別に書面で行う。
なお、運搬及び処分を委託した場合は、特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ったうえで、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるものとする。
- (b) 特別管理産業廃棄物は、運搬又は処分を委託しようとする者に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項を文書で通知する。
- (c) 特別管理産業廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物収集運搬業者とする。
なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。
- (d) 特別管理産業廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物処分業者とする。

- (e) 特別管理産業廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。ただし、廃棄物処理法の規定による情報処理センターが運営する電子情報処理組織への登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りでない。

4 節 特別管理産業廃棄物の処分等

5.4.1 特別管理産業廃棄物の処分等

特別管理産業廃棄物の種類、処分等は、特記による。

5.4.2 廃石綿等

廃石綿等の処理は、6 章 [アスベスト含有建材の除去及び処理] による。

5.4.3 PCBを含む機器類

- (a) PCBを含む機器類は、PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。
- (b) 引渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。
- (c) 微量PCBの分析調査は、特記による。

5.4.4 PCB含有シーリング材

- (a) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、特記による。
- (b) PCBを含むシーリング材は、PCBが飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。
- (c) 引渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。

5.4.5 廃油

- (a) オイルタンク、オイルサービスタンク、機器類等の廃油は、5.3.1 により、関係法令等に従い回収し、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。
なお、適用は特記による。
- (b) 廃油の回収に際しては、養生を行い土壌への汚染を防止する。

5.4.6 廃酸・廃アルカリ

次の機器に含まれる酸・アルカリの処理は、5.3.1 によるか又は製造業者に委託して、関係法令等に従い回収し、中和処理、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。
なお、適用は特記による。

- (1) 吸収冷凍機、直だき吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等
- (2) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液

5.4.7 ダイオキシン類

- (a) サンプル調査の適用は、特記による。
- (b) 廃棄物の焼却施設の解体に当たっては、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日付け厚生労働省基発第 401 号の 2）等関係法令に従い、解体方法及び処分方法は、特記による。

6 章 アスベスト含有建材の除去及び処理

1 節 一般事項

6.1.1 適用範囲

この章は、アスベストを重量で 0.1%を超えて含有する、アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等（アスベストを含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）及びアスベスト含有成形板の処理工事に適用する。

なお、建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理は、特記による。

6.1.2 施工調査

施工調査は、1.4.1 [施工計画書] によるほか、次による。

- (1) アスベスト含有建材の有無の調査は、目視、設計図書等により製品名、製造所名、製造年等を確認することにより行い、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。
- (2) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。
- (3) 分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）により、適用は特記による。

6.1.3 アスベスト粉じん濃度測定

- (a) アスベスト粉じん濃度測定の適用は、特記による。
- (b) アスベスト粉じん濃度の測定方法は、JIS K 3850-1（空気中の繊維状粒子測定方法－第 1 部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）による。
- (c) 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
- (d) アスベスト粉じん濃度測定における計数分析は、第 1 種作業環境測定士が行うものとする。

2 節 除去工事共通事項

6.2.1 専門工事業者

アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

6.2.2 石綿作業主任者

アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、石綿作業主任者を選定する。

なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成 18 年 3 月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。

6.2.3 除去作業員

アスベスト含有建材の除去に従事する作業員（以下「除去作業員」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、除去作業員は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

6.2.4 施工区画

アスベスト含有建材の除去に当たっては、直接除去を行う作業区域（場所）、セキュリティゾーン、廃棄物保管場所等、除去工事に直接又は間接に関係する箇所の区画を行う。

6.2.5 表示及び掲示

- (a) 関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止について、表示を行う。

- (b) 石綿作業主任者名と職務内容について、掲示を行う。
- (c) アスベスト有無の事前調査の結果の概要，アスベストを取り扱う作業場であること，アスベストの有害性，アスベスト取扱い上の注意事項，使用すべき保護具について，掲示を行う。
- (d) 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容，粉じん飛散抑制措置，ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- (e) 特定粉じん排出等作業の実施の届出の内容を，前記の掲示に追記する。

6.2.6 保護具等

- (a) 作業者は，作業内容に応じ，作業に適した呼吸用保護具を使用する。
なお，アスベスト含有吹付け材を除去する場合は，電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。
- (b) 作業者は，必要に応じて保護めがねを使用する。

6.2.7 保護衣，作業衣

- (a) 作業者は，作業内容に応じて保護衣又は作業衣を使用する。
- (b) 保護衣は，アスベストの浸透がない材質及び構造のものとし，原則として，使用ごとに廃棄する。
- (c) 作業衣は，アスベストが付着しにくく，付着したアスベストが容易に除去できるものとする。

3節 アスベスト含有吹付け材の除去

6.3.1 作業場の隔離等

- (a) アスベスト含有吹付け材の除去に伴い，アスベストの作業場から外部への飛散防止及び処理を行わないほかの部位の汚染防止のため，隔離シートを用いて隔離する。隔離シートは，壁面に使用するものは厚さ 0.08mm 以上，床面に使用するものは厚さ 0.15mm 以上とし，床面については二重で使用する。
- (b) 隔離した作業場内は，集じん・排気装置を使用し，負圧に保つ。
集じん・排気装置は，アスベスト粉じんの大気への飛散を防止するための H E P A フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。
- (c) 隔離した作業場への出入りによるアスベスト粉じんの二次汚染を防止するため，前室，洗浄室及び更衣室の 3 室で構成するセキュリティゾーンを設置する。
- (d) 更衣室には洗眼及びうがいがいのできる設備を設ける。ただし，現場内のほかの場所にこれらの設備を設ける場合はこの限りでない。
- (e) 洗浄室にはエアシャワー設備を設ける。

6.3.2 工法

- (a) アスベスト含有吹付け材の除去工法は，特記による。特記がなければ，次による。
 - (1) アスベスト含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤により湿潤化したのちに，除去する。
粉じん飛散抑制剤は，処理工事によって発生するアスベスト粉じんの飛散を抑制するための薬液とする。
 - (2) 除去に当たっては，粉じん飛散抑制剤の効果を確認し，ケレン棒等によりアスベスト含有吹付け材を掻き落とす。
 - (3) 付着しているアスベスト含有吹付け材が残った場合は，再度湿潤化し，ワイヤブラシ等を使用して取り除く。

- (4) 十分に除去が行われたことを確認したのちに、除去面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。

粉じん飛散防止処理剤は、アスベスト含有吹付け材の層からのアスベスト粉じんの飛散を防止するための薬液とする。

(b) 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止

- (1) 除去作業場所において、厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。

この際、除去したアスベスト含有吹付け材等が湿潤化又は固型化していることを確認する。

なお、固型化する場合は、特記による。

- (2) 前室で高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、HEPA フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。

- (3) 前室又は洗浄室で、更に厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重にこん包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。

6.3.3 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等

- (a) 除去したアスベスト含有吹付け材等の保管は、次の(b)によるほか、5.2.1[工事現場内の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(c)及び(d)によるほか、5.3.1[運搬、処分及び回収の委託]による。

なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、廃石綿等が含まれることを記載する。

- (b) 除去したアスベスト含有吹付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管するものとし、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの掲示を行う。

- (c) アスベスト含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、アスベスト含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど、飛散防止措置を講ずる。

- (d) 除去したアスベスト含有吹付け材の処分は、次の(1)又は(2)により、適用は特記による。

(1) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

(2) 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

6.3.4 確認及び後片付け

- (a) 除去作業の終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

- (b) 除去が十分行われていることを、原則として、監督職員の立会いのもと、確認する。

- (c) 隔離シートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に、粉じん飛散抑制剤を散布する。

- (d) 隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。

なお、隔離シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたむ。

- (e) 設置された足場，仮設材は，解体前に足場等に付着したアスベスト粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃するなど，付着したものを除去したのちに，解体，搬出する。
- (f) 隔離シート，保護衣，フィルタ等の廃棄物は，6.3.2(b)により，飛散防止措置を講ずる。
- (g) 隔離シート，保護衣，フィルタ等の廃棄物の保管，運搬及び処分は，6.3.3 による。
- (h) 後片付け終了後は，高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

4 節 アスベスト含有保温材等の除去

6.4.1 適用範囲

本節は，アスベスト含有保温材等を原形のまま，手ばらしで除去する場合に適用する。手ばらし以外の場合は，3 節 [アスベスト含有吹付け材の除去] による。

6.4.2 養生等

- (a) アスベスト含有保温材等の除去に伴い，アスベストの作業場から場外への飛散防止のため，養生シート等を用いて区画する。
- (b) アスベスト含有保温材等の除去作業を行う施工区画内は，当該作業員以外立入禁止とする。

6.4.3 工法

- (a) アスベスト含有保温材等の除去は，粉じん飛散抑制剤により湿潤化したのちに，原形のまま，手ばらしで行う。
- (b) 除去したアスベスト含有保温材等，養生シート，保護衣，フィルタ等の廃棄物は，6.3.2(b)により，飛散防止措置を講ずる。

6.4.4 除去したアスベスト等の保管，運搬，処分等

除去したアスベスト含有保温材等の保管，運搬及び処分は，6.3.3 による。

6.4.5 確認及び後片付け

- (a) 除去作業の終了後，高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
- (b) 除去が十分行われていることを，原則として，監督職員の立会いのもと，確認する。

5 節 アスベスト含有成形板の除去

6.5.1 養生等

- (a) アスベスト含有成形板の除去に伴い，アスベストの作業場から場外への飛散防止のため，養生シート等を用いて区画する。
- (b) アスベスト含有成形板の除去作業を行う施工区画内は，当該関係者以外立入禁止とする。

6.5.2 工法

- (a) アスベスト含有成形板の除去は，湿潤化したのちに，手ばらしで行う。
なお，やむを得ず破砕しなければならない場合は，湿潤剤等の噴霧，散水等により十分に湿潤化した状態で作業を行う。
- (b) 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積込みに当たっては，高所より投下しないことのほか，粉じんの飛散防止に努める。
- (c) 破砕されたアスベスト含有成形板は，湿潤化のうえ，丈夫なプラスチック袋に入れるなど，飛散防止措置を講ずる。

6.5.3 除去したアスベストの保管，運搬，処分等

- (a) 除去したアスベスト含有成形板の保管は、次の(b)によるほか、4.2.1[工事現場内の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(c)及び(d)によるほか、4.3.1 [運搬及び処分の委託] による。

なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。

- (b) 除去したアスベスト含有成形板を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管するものとし、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの掲示を行う。
- (c) アスベスト含有成形板の運搬車及び運搬容器は、アスベスト含有成形板が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど、飛散防止措置を講ずる。
- (d) 除去したアスベスト含有成形板の処分は、次による。
- (1) 石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。
 - (2) 石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板の処分は、次の(i)又は(ii)により、適用は特記による。
 - (i) 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
 - (ii) 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

6.5.4 確認及び後片付け

- (a) 除去作業の終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
- (b) 除去が十分行われていることを、原則として、監督職員の立会いのもと、確認する。

7 章 特殊な建設副産物の処理

1 節 一般事項

7.1.1 適用範囲

この章は、特殊な建設副産物の処理及び回収に適用する。

7.1.2 用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

「特殊な建設副産物」とは、次の(1)から(4)によるものをいう。

- (1) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号。以下「オゾン層保護法」という。）の規定によるフロン、ハロン等の特定物質（以下「特定物質」という。）
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の規定による六ふっ化硫黄（SF6）ガス
- (3) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に規定する第一種特定化学物質として指定されている P F O S（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））
- (4) 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の規定による特定化学物質

7.1.3 施工調査

特殊な建設副産物の調査は、次による。

なお、分析調査は特記による。

- (1) 特殊な建設副産物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
- (2) 特殊な建設副産物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
- (3) 調査結果は報告書に取りまとめ、監督職員に提出する。

7.1.4 特殊な建設副産物の処理及び回収計画

特殊な建設副産物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め、

- 1.2.2 [施工計画書] (a)による施工計画書に記載する。

2 節 特殊な建設副産物の保管

7.2.1 工事現場内の保管

特殊な建設副産物は、現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とする。

3 節 特殊な建設副産物の回収及び処分

7.3.1 特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の種類、回収及び処分は、特記による。

運搬、回収及び処分の委託先は、関係法令等の規定による。

7.3.2 特定物質

(a) フロン

(1) 冷媒

冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒の回収は、次による。

- (i) フロン類を使用している設備機器の有無について事前確認し、監督職員に報告書を提出する。
- (ii) 設備機器に使用されているフロン類は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）等関係法令に従い、登録を受けた回収業者に回収を委託する。
- (iii) (ii) で委託した引取証明書の写しを、監督職員に提出する。

(2) 建材用断熱材フロン

建材用断熱材フロンは、焼却による破壊処理が可能な処理施設で適正に処理する。

(b) ハロン

ハロン消火設備の消火剤は、オゾン層保護法等関係法令に従い、ハロン消火設備設置業者に回収を委託する。

7.3.3 イオン化式感知器

イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。

7.3.4 六ふっ化硫黄 (SF₆) ガス

ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは、製造業者に回収を委託する。

7.3.5 PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸))

PFOS を含む泡消火剤等は、廃棄物処理法に従い、処理業者に処理を委託する。

7.3.6 特定化学物質

特定化学物質は、特定化学物質障害予防規則等関係法令に従い回収又は処分する。

7.3.7 その他の特殊な建設副産物

その他の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。